

令和元年度（2019年度）
第4回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2020年2月21日（金）午後1時30分開会
場 所：か で る 2 ・ 7 1 0 4 0 会 議 室

1. 開 会

○事務局（竹澤環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第4回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境生活部環境局環境政策課長の竹澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数17名のうち、過半数の12名のご出席をいただいております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（竹澤環境政策課長） まず、開会に当たりまして、環境生活部長の築地原からご挨拶を申し上げます。

○築地原環境生活部長 改めまして、環境生活部長の築地原です。

本日は、各委員の皆様には、お忙しいところをご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから道の環境施策の推進に当たりまして、ご理解とご支援を賜っておりますことに、この場をお借りして御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

本日の審議会は、お手元に次第がありますけれども、計画に関連するご審議をいただくことになっております。行政サイドといたしましては、年度末に向けて、こうした計画の見直し、あるいは、策定が集中する時期でして、大変恐縮ですけれども、ご審議をよろしくお願いいたします。

皆さんに改めて申し上げるまでもなく、先般、南極での最高気温が20度を記録しました。前の審議会でもお話し申し上げましたけれども、現在、海洋に漂流している廃プラスチック類が国際的な課題になっております。

それから、気候変動につきましては、国際的な足並みが揃わない中でさまざまな取組がされているところですが、こうした国際的な取組をしっかりと進めていくことがこれからはもっと必要になってくるかと思えます。

一方で、プラスチック問題も地球温暖化対策もそうですが、私たち一人一人がしっかりと取り組まなければならない問題だろうと思っております。廃プラの問題については、日本という国は、物量が多いとはいえ、ペットボトル等のリサイクルも進んでおりますし、容器包装リサイクル法があって、システムとして、それをきちんと回していることは世界に誇れるものではないかと思っておりますが、いかんせん、外を歩いておられますと、プラスチックごみがまだ捨てられている状況を目にしないことはありません。

こういったことに鑑みますと、私たち一人一人がどうやってそういうことにきちんと対処していくか、気をつけて行動していくか、これは以前からそうでしたが、これからはますます徹底していかなければならないと思えます。

最初に計画のお話をさせていただきましたけれども、計画につきましては、PDCAサイクルということで、温暖化対策の計画の中でご説明させていただきますけれども、計画を作って終わり、見直して終わりではなく、それを回していくことに心がけてやっております。今お話しさせていただいたように、国際的な動きは国ベースでしっかりやっていき、都道府県で動いていくことですが、道民一人一人にしっかりと取り組んでもらうためにはどういう施策を打ったらいいのか、あるいは、施策の方向性をどうすべきなのか、こういったこともご審議の中でご示唆をいただければありがたいと思っております。

数が多く、長時間にわたってのご審議になるかと思いますが、皆様方にはよろしくご審議をいただきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹澤環境政策課長） 築地原部長は、用務の都合により、ここで退席させていただきますことをご了承願います。

〔環境生活部長退席〕

○事務局（竹澤環境政策課長） 次に、お手元にお配りした資料のご確認をさせていただきます。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、次第に四角囲みで配付資料と書いておりますが、資料1から資料6まであり、資料1-1から資料1-3、資料2-1から資料2-2、資料3-1から資料3-2、資料4-1から資料4-3、資料5-1から資料5-3、資料6-1から資料6-3まであります。

また、本日は、机の上に本日の議事（2）の環境基本計画の策定に関するこれまでの審議資料を別冊としてファイルにとじておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

配付漏れ等がございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、これからの議事進行は中村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○中村会長 年度末のお忙しいところ、また、新型コロナウイルスの話題ばかりですが、地球規模で大変な問題が起こる時代だということです。大学でも学会を開催するかどうかについてメールが飛び交っており、正直、消耗しております。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

特に、（1）と（2）の基本計画については、循環型社会形成推進基本計画と環境基本計画は、この審議会がきちんと決定しなくてはいけないものです。説明が若干長くなるかもしれませんが、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、進めます。

まず、議事（1）の答申についてです。

北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の策定についてです。

循環型社会推進部会の審議がまとまったということで、東條部会長からご報告をお願いいたします。

○東條委員 循環型社会推進部会長の東條です。

昨年の5月8日に開催された当審議会において、循環型社会推進部会に付託されました北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の策定について、このたび、部会での審議結果を取りまとめましたので、ご報告いたします。

関係資料は、資料1-1から資料1-3です。

まず、これまでの経過です。

資料1-3の最終ページをご覧ください。

本部会では、昨年7月から今年の2月まで、3回にわたり北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の策定について審議を進めてまいりました。また、1月8日から1カ月間、道がパブリックコメントを実施しましたので、その結果も参考にしながら、資料1-3の冊子のとおり、部会報告を取りまとめたところです。

この内容について、資料1-1、資料1-2に沿ってご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

1の計画策定の趣旨です。

循環型社会の形成を加速させるための施策の基本的な方針や道が講ずべき施策などを定めた北海道循環型社会形成推進基本計画の計画期間が終了することから、目標の達成状況のほか、関係する方針等の整備状況や社会情勢の変化を踏まえ、第2次計画を策定するものです。

2の循環基本計画（第2次）（部会報告）の概要です。

以下、資料1-1では、現計画からの変更点を四角の枠で囲っていますので、ご承知おきください。

(1)の①の計画の位置づけですが、北海道循環型社会形成の推進に関する条例に基づく北海道がめざす循環型社会の具体的指針となるもので、北海道環境基本計画の個別計画です。

②の計画の期間ですが、令和2年度から概ね10年間とし、令和6年度には中間見直しを行うこととしております。また、目標は、引き続き、北海道らしい循環型社会の形成としております。

③の策定の視点ですが、現計画と同様に、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道に向けた五つの項目としております。また、四角の中ですが、国の循環基本計画を踏まえ、地域循環共生圏の形成に向けた施策の展開を追加しております。

次に、(2)の施策の基本的な方針と指標です。

これも現計画と同じく、①から④までの4項目を基本的な方針とし、計画の進捗状況を把握するため、基本事項に関する指標及び補助指標を設定しております。

裏面をご覧ください。

こちらが指標になります。

こういった指標に加え、部会報告では、サーマルリサイクルの進捗を示す補助指標として、焼却処理量のうち、発電、熱利用されている施設で焼却されたものの割合を追加しております。

最後に、（３）の道の主な施策です。

先ほど説明した４項目の基本的な方針に対応し、３Ｒ推進のための仕組み、基盤の構築、廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の防止、バイオマスの利活用システムの構築、施設整備の促進、循環型社会ビジネスの振興に向けた再生品市場の形成促進などを実施することとしております。

また、四角を三つ挙げておりますが、一つ目が海洋プラスチックごみ問題に対応するためのプラスチック資源循環の推進、人口減少、少子高齢化等の社会情勢に対応するため、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築の推進、バイオマスのエネルギー製品としての活用による地域循環共生圏の形成の推進を追加しております。

計画本文の構成につきましては資料１－２をご覧ください。

以上が部会報告の概要です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○中村会長 今、概略を説明していただき、資料１－３をちゃんと見ておられる方々はよくわかったと思うのですが、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○愛甲委員 循環型社会形成推進基本計画の５ページについてです。

北海道らしい循環型社会形成のイメージがあり、国の計画で示された地域循環共生圏の考え方を踏まえ、施策を展開していきますと書かれていますよね。実は、議題にあります環境基本計画の方でも地域循環共生圏の考え方をどういうふうに入れていくかについて議論をしているところでして、教えていただきたいのですが、地域循環共生圏の考え方を北海道に適用するとき、こちらの部会ではどういう議論をされたのか、また、どういうふうに計画の中に当てはめられたのでしょうか。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） ２９ページをご覧ください。

循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針において、地域循環共生圏をめざす上でこういったことを進めていくということを載せております。

一番最初の丸ですが、環境、経済、社会など、いろいろな側面を統合的に向上させる取組をめざすとしておりまして、これが地域循環共生圏の基本になるところだと考えております。

また、下にありますが、地域特性に応じた自立・分散型社会を形成しつつ、自然的なつながり、経済的なつながりを含め、地域間で補完し合うということが寄与するのではないかとしております。

ここについて部会でもご紹介させていただき、委員の方々からご意見をいただき、案を

作りました。

○中村会長 この言葉については、環境省において、自然再生推進法を初め、ありとあらゆるところで書いています。字づらではこういうことですが、これが具体的に進むのが非常に不安です。

具体的に進めるため、モデル地域を設定する、あるいは、指標を作るなどはないのでしょうか。そうではないと、きっと何も動かないような気がします。

○事務局（北村気候変動対策課長） 循環型社会形成に直接関係するものではないのですが、今、地域循環共生圏を北海道において実現していこうとしているわけですけれども、現状では、エネルギーを買って、資財が道外や地域外に流れていくことが大きな問題になっていると認識しております。そこで、特に、循環基本計画に関係することでいいますと、道内にあるバイオマスエネルギーなどをいかに地域で活用し、エネルギーの流出を防ぎ、補完し合えるか、これは物質的あるいは人的なことも含めてですが、進めていかなければならないと考えております。

環境省の事業ではありますが、地域循環共生圏のモデルとして、道内の4地域において進められているところがありますので、そこをモデルとするなり、横に広げていくなどの展開を図り、地域循環共生圏を北海道で適用できる取組を進めていきたいと考えております。

○中村会長 思い出しましたが、長沼町が入っていましたね。

ほかの三つはどこになりますか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 興部町を中心とした北オホーツクです。

○中村会長 何にターゲットを当てているのですか。みんながバイオマス発電ではないですよ。

○事務局（北村気候変動対策課長） 興部町がバイオマスです。

もう一つは、道南の八雲町です。ここではバイオマスも活用しつつ、ほかの再生可能エネルギーもそうですが、有機ハイドライドを活用し、地域内でエネルギーを回していこうということで、北大も入って取り組んでいます。

また、再生可能エネルギーを活用した市街地の活性化というか、エネルギーを市街で回し、その中心に人を集めて活性化を図ろうというものも士別市で進んでおります。

さらに、長沼町では、タンチョウを活用し、進めていこうというものです。

このほか、環境省の実証事業では、水素を活用し、鹿追町で進めているものもあります。

循環基本計画では、廃棄物やバイオマスに限られているイメージですが、そうではないエネルギーや人など、物質的な循環も含め、北海道らしい地域循環共生圏の形成に向けて進めております。今後、そうしたところで成果が上がりましたら、皆さんに広めていきなり、横のつながりを作っていくなりをしていきたいと考えております。

○中村会長 この言葉と絵がありますが、実態が伴わない気がするので、今仰っていただいたような四つの事例がどんなふうに進んでいるのかを整理された段階で、この審議会も

含め、教えていただけると、イメージがつかめるのではないかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 今出たお話に関連してお伺いします。

下川町や津別町のあたり、鶴居村が主だったと思いますが、そういった取組を既に行っている状況だと思うのですが、そのあたりとの連携については考えていらっしゃるでしょうか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 下川町の場合で言いますと、札幌市と連携し、札幌市で下川町の木材を使うということをやっております。

あるいは、北オホーツクとのつながりで言いますと、上川に行く道路沿いが一つのつながりと考えられますが、その中に下川町も入ってきます。具体的に下川町と交渉しているということではありませんけれども、足りないもの、あるいは、余っているものも含め、広めていければと思っております。

当然、先に進んでいる市町村の事例については、機会があるたびに、進めている場所やこれから進めていこうとしている場所でも随時広めていければと考えており、発表をお願いし、知見を広めていただければと考えております。

○小野寺委員 このごろ、行政ではバイオマスを非常に簡単に使っていて、家畜ふん尿の排泄物で再生可能エネルギーを作っているつもりですが、費用対効果でどうなのかということがあります。

また、将来バラ色のように書かれるのですが、実際に作ってみると、売電できないということもあります。これは、北電が買い上げないから、結局、今、何十もの酪農家がこれらを推進できていないということがあり、非常に苦労しています。

こういったことに対して、どういった支援をしていただけるのかをきちんと書かず、ただ言葉だけで発信するのはどうかと思います。

鹿追町でも、そういったものを作り、水素に変えなければならないということで、農業団体は大変苦慮しているわけです。そこでは行政と連合会がちゃんと結びついてやってくれというお話がよくあるのですが、循環型社会を作ろうとする中でいい利用の仕方を提言していただけるよう、ぜひお願いしたいと思っております。

○中村会長 電気を買ってくれないということについて、説明をお願いいたします。

○事務局（北村気候変動対策課長） いわゆる送電網の問題で、現在、電気を買うことができないというのは道東や道北で見られているところです。送電網の増強について、資源エネルギー庁で考えているのでしょうかけれども、いずれにしても10年や20年という単位になるかと思っております。

道として、その間というわけではありませんが、水素やバイオガспランツの熱、あるいは、消化液もあわせ、どのように使っていけるかについて、単独の町では大変だろうということで、興部町の力により、周りの6町で何とか回していけるような構想でできないかということで北オホーツクの地域循環共生圏について進めているところです。あるい

は、農水省でも、地域で使うバイオガスプラントの補助を考えていただいているということで、さまざまな制度があります。私どもとしても情報の収集をして、可能な限り地域に合うよう、ご相談を受け、そういった取組を進めていければと考えております。特に、バイオガス、畜産、ふん尿については、農家あるいは農協の方にご協力していただかなければ進められない問題ですので、協力して進めていきたいと考えております。

○中村会長 前向きな回答をありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、この現状の今の計画に対して異議ありといった指摘はなかったと思うのですが、そう捉えてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、この答申書については会議中に事務局側で作って、後ほど、その答申を行うことといたします。

続きまして、昨年5月に当審議会に諮問があつて、その後、愛甲委員を部会長とした企画部会で何度か審議していただいた北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定についてです。

企画部会と親会の両方で議論を進めておりますが、現在の状況について、愛甲委員から報告をお願いいたします。

○愛甲委員 企画部会の部会長を務めさせていただきます愛甲から説明いたします。

審議会は既に5月と11月の2回開催いただけていました。資料2-1にその経過が書いてありますが、北海道を取り巻く環境や社会の状況などを整理していただき、さまざまな論点や方向性についてご議論をいただいています。

それをもとにしまして、企画部会では、12月と1月に議論を行いまして、長期目標、それから、将来像の位置づけ、それから、ちょうど今お話がありました地域循環共生圏やSDGsとの関係などについて、特にその将来像をどの辺の時期をめざして位置づけるかということ、それから、次の北海道環境基本計画〔第3次計画〕を第2次計画と比較してどういう骨格の構成にするかということ、それから、将来像を見据える時期などについて、部会でこれまで2回議論をしております。

詳細な内容について、事務局から説明をさせていただきますので、お願いいたします。

○事務局(木内主幹) 環境政策課環境企画グループの木内と申します。

まず、資料2-1、北海道環境基本計画第3次計画の策定に向けた論点整理についてという資料をご覧ください。

1のこれまでの検討の経緯ですが、これまで親会において、次期計画の策定の進め方、基本的な方向性、社会・経済・環境の状況を踏まえた論点整理について、2回にわたりご審議いただいております。

また、今年度の第3回目の親会におきまして、環境基本計画の策定に当たっては、親会

での議論を基本としつつ、親会での意見を踏まえた具体的な調査、審議は企画部会を設置して議論を深めていただくこととなりましたことから、新たに設置しました企画部会におきまして、基本計画の骨格となる構成の（案）や基本計画の将来像、そして、その将来像を見据える時期などについて、2回にわたり審議を深めていただいております。

本日は、構成（案）と将来像を構成する上での論点、また、将来像を見据える時期について、これまでの親会及び企画部会での審議内容を踏まえまして、改めて整理しております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目の「2 構成について」をご覧ください。現行計画からの変更点①といたしまして、まず、第1章の総論の中に、現行計画には現状分析を踏まえた課題認識についての記載はございませんでしたが、次期計画におきましては、社会、経済や環境等の状況を踏まえた課題認識について新たな記述が必要であると考えております。

次に、変更点②といたしまして、第2章「施策の展開」の中に、国の第5次環境基本計画で環境・経済・社会の統合的向上が強く求められていることや、SDGsの考えも活用して、これらの統合的向上の具体化を進めることが重要であると示されておきまして、これを踏まえまして、環境・経済・社会の統合的向上とその具現化に向けた取組として、国が重点戦略として示している地域循環共生圏の創造につきまして、次期計画の中に示していく必要があると考えております。

次に、変更点③といたしまして、現計画の分野別の施策の中に、各分野に共通する施策の展開の記載がございますが、ESG投資など、経済システムのグリーン化や環境に配慮した人づくりなど、分野横断の取組につきましては、新しい計画の中でより目立つ位置づけとして記載したいと考えており、分野別施策とは別に項目を設定していく方針で考えております。

次に、変更点の④につきまして、現計画におきましては、分野別施策に示しているめざす姿でございますが、現計画のめざす姿は5年から10年後の計画終期における比較的短い将来の姿を描いておりますが、この姿は、計画の長期的な将来像と内容的にオーバーラップするものも非常に多く、また、一つの計画の中に比較的短い将来の計画終期のめざす姿と長期的な将来である計画の将来像、この二つが存在することで、計画を読み進める上で混乱しやすいといったご意見もございましたことから、次期計画におきましては、分野別のめざす姿におきましては、基本計画全体の将来像と同時期といたしまして、基本計画に示す将来像を分野ごとに切り分けて整理、再掲していきたいと考えております。

次に、変更点の⑤につきまして、現行計画の分野別目標についてでございます。

こちらに記載されておりますのは、目標というより、施策の基本的な方向性を記載しておりますことから、次期計画におきましては、目標という言い方ではなく、将来像の実現に向けた施策の基本的な方向性として示していきたいと考えております。

なお、数値目標につきましては、各個別計画に委ねることといたしまして、本基本計画

では、基本的な方向性を示すにとどめたいと考えているところでございますが、各個別計画の数値目標につきましては、参考として掲載していくことを想定しております。

また、施策の進捗状況を点検評価するための指標群についてでございますが、こちらも現行計画と同様に設定していくべきと考えております。

次に、変更点⑥につきまして、重点的に取り組む事項についてでございますが、施策のめり張りや重要性をわかりやすく示すという観点から、引き続き必要であると考えておきまして、一方で、現行計画では、優先度が高いと考えられる取組を再構築して掲載している状況にございまして、このため、次期計画におきましては、重点的に取り組む事項の位置づけをより明確にしたいということや、進捗管理の効率化の観点から、前段に据え置きたいと思っている分野横断の取組、または分野別施策の中で重点的に取り組む事項を示していきたいと考えております。

続きまして、4ページに移っていただきまして、4ページ目の「3 将来像（長期目標）・見据える時期について」をご覧ください。

まず、現行計画の将来像ですが、こちらは、資料の中ほどにあります黒ダイヤのマークが示されております自然と共生する健全な物質循環を確保する、持続可能な生活をめざす、環境に配慮した地域づくりを進める、環境と経済の良好な関係を作るという五つの視点に基づいて、考えられたものですが、この視点につきまして、二つ目の点線の囲みの中にございます国の環境基本計画で示すめざすべき持続可能な社会の姿や、三つ目の点線の囲みでございますように、パリ協定など環境を取り巻く近年の大きな情勢や動向を参考に、時代に即した視点であるか、また、新たに加除すべき概念はないかといった観点で見直しを行っております。

その結果ですが、現行計画の五つの将来像の視点というものは、いずれも現在でも重要な視点であると考えられますとともに、例えば、自然と共生するという視点につきましては、世界がうらやむ自然環境との共生など、道外からの目線での表現が必要であるといったご意見がございましたほか、自然と共生してきましたアイヌ民族の方々の知恵や北の縄文文化といった先人の視点も新たに導入してはと考えております。

また、持続可能な生活をめざすといった視点につきましては、現行計画の「スローライフ」ですとか、「LOHAS」といった考え方に加えまして、持続可能なライフスタイルへの理解、促進といたしまして、論理的な消費、いわゆる「エシカル消費」というものや、国民運動である「COOL CHOICE」といった考え方も視点として重要であると考えております。

さらに、環境に配慮した地域づくりを進めるといった視点につきましては、先ほども出てきましたが、地域資源を活用した持続可能な地域づくりといたしまして、地域循環共生圏の考え方を新たな視点として取り入れていくことが必要と考えておきまして、その際には、優れた自然環境など、北海道の優位性を考慮しながら北海道らしい地域循環共生圏を構築していく視点が重要であるといったご意見もいただいたところです。

また、現行計画の環境と経済の良好な関係を作るという視点につきましては、現行計画の視点に加えまして、SDGsの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上の考え方を新たな視点として、わかりやすい形で記載していきたいと考えております。

さらに、環境に関しまして、近年、最も大きな動きと言えるパリ協定を踏まえまして、地球温暖化への対応に関する視点が新たに必要と考えておりますほか、新しい環境技術を最大限活用していくといった視点も重要であるといったご意見もいただいたところでございます。

次期計画における将来像の視点については、以上でございます。

続きまして、6ページに移っていただきまして、将来像を見据える時期について説明いたします。

将来像を見据える時期の検討に当たりましては、まず、近年の環境に関係する最も大きな動きと言えるものは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択であると考えております。とりわけ、パリ協定におきましては、今世紀後半のできるだけ早期に世界全体でカーボンニュートラルの達成をめざすとしております。

また、国の第5次環境基本計画におきましては、2030年の持続可能な開発目標を定めたSDGsや温室効果ガスの排出削減に関する2030年の中期目標、あるいは今世紀後半の長期目標を定めたパリ協定を踏まえまして、2030年あるいは2050年にめざすべき姿を見据えた計画と国ではいたしております。

一方、道におきましては、現行の道の環境基本計画の将来像につきましては、21世紀半ばを展望しておりまして、また、環境基本計画の上位計画に当たる北海道総合計画というものがございまして、こちらでは2040年ころを見据える時期としておりますが、地球温暖化といった環境問題を踏まえますと、次期環境基本計画は北海道総合計画にさらに長期的な視点に立つ必要があると考えております。

これらの状況を踏まえまして、次期計画では、北海道の将来像を描く上では地球温暖化への対応に関する視点を盛り込む必要があると考えまして、次期計画を見据える時期につきましては、パリ協定を踏まえた今世紀後半を見据える時期としたいと考えております。

続きまして、資料2-2につきましては、これまで2回開催しております企画部会で委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、例えば、計画期間ですとか将来像についてなど、カテゴリーごとにいただいたご意見を取りまとめてございます。

先ほど、資料2-1としてお示しした資料につきましては、企画部会でいただいた意見を一部反映した形で整理させていただいております。

いただきました個々の意見の内容につきましては、後ほどご参照していただければと思います。

以上で事務局からの説明を終了いたします。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、今の愛甲委員と事務局からの説明について、もしくは、資料2-1について

ご質問やご意見をどうぞ。

先ほど、3 ページにあった日本語の意味がよくわかりませんでした。④ですが、この後、長期目標というものが出てきますけれども、現行は5年から10年後の計画最終のめざし方を書いています。

資料2-1の3 ページ目の④について先ほど説明された点ですが、「5年から10年の計画終期の『めざす姿』を描いているが、将来像」、これが先ほど言った今世紀後半の議論ですか。

○事務局（竹澤環境政策課長） 資料2-1の2 ページに構成について書いてございます。一番左側の欄が現行計画の主な構成ですが、その第1章の四つ目の丸に将来像（長期目標）とあります。ここで今世紀半ばが長期目標の将来像という言い方をさせていただきます。

その後の第2章「施策の展開」の中に「分野別施策の展開」という温暖化の部分や循環型の部分などがありますが、その中にも「めざす姿」があります。こちらのめざす姿が計画期間、例えば、5年とか10年という計画期間の終期のめざすべき姿になります。

しかし、21世紀半ばの将来像とこの分野別のめざす姿には似たような表現が結構多くて、切り分けをすることがなかなか難しいということで、新しい計画では、今世紀の後半の将来像として全体のイメージを先に書いて、分野別ではもう少し詳しく切り分けて再掲していく形にしたいと考えてございます。

○中村会長 ということは、5年から10年の計画という議論は次期計画ではなくなったということですか。

○事務局（竹澤環境政策課長） 計画の期間は10年にしたいと思っていまして、めざすべき将来像に向けて、10年間でどういうことをやっていくかというその方向性をこの計画に位置づけていきたいと考えています。

○中村会長 それは書くのですか。

○事務局（竹澤環境政策課長） 書く予定です。

○中村会長 確認ですけれども、今世紀後半と言っているのは2050年ですか。言葉の端をとるわけではなく、イメージが大分違うので、2080年ではなく。

○事務局（竹澤環境政策課長） 現行計画では2050年、21世紀の半ばという表現をしています。

新しい計画では21世紀後半になっていますが、これもいろいろな議論があると思います。21世紀後半といっても、早い時期か遅い時期かで幅がすごくあると思います。

○中村会長 余りにもぶれてしまうと、議論の内容はいいのですけれども、今、提案だと思うので、まだ決める話ではないですから、ひとまずどこを言っているのですか。50年を言っているのですか、80年を言っているのですか、後半だ何だと言うとわかりづらいのです。2080年くらいのイメージを言おうとしているのですか。2050年くらいのイメージを言おうとしているのですか。大分違うと思います。

○事務局（竹澤環境政策課長） そこは、企画部会の中で具体的に後半のどの時点という

ところまで議論していない状態です。

○中村会長 わかりました。

それから、もう一つです。

2050年を仮に決めたとして、5年から10年にめざす姿を描いていくということは、本当にバックキャストिंगするということですか。

2050年を想像して、その間、5年、10年規模で何をやっていかなければいけないということを、我々はバックキャストिंगと言うのですが、将来像が決まったら、そこから現在に戻ったときに、この5年、10年で何をやらなければいけないかということを書くということですか。そう捉えていいですか。

○事務局（竹澤環境政策課長） はい。

具体的な数値目標というものは個別計画に委ねたいと思うのですが、方向性としては、めざすべき将来像に向けてどういうふうに進んでいくかということを書いていきたいと思えます。

○中村会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

○愛甲委員 今の点について補足を一つさせていただきます。

お手元にある青いファイルの一番後ろに現行の環境基本計画が載っております。例えば、30ページを見ていただきますと、各分野ごとに整理がなされていまして、全部同じ構成になっています。トップに、めざす姿（あるべき姿のイメージ）と書いてありまして、その後に現状と課題、ページをめくっていただくと、現状と課題の後に、目標が出てきます。その後に指標群が出てきて、各主体ごとの取組、具体的施策の内容となっております。自然環境、安全・安心、循環型、地球環境、保全など、全てが同じ構成になっています。

今、説明があっためざす姿を将来目標と同じにするということは、10年間の計画期間の達成すべき目標は、34ページにある目標に書いてあるので、そうであれば、各分野ごとのめざすべき姿のところには、将来像で書かれていることをきちんと書いておいた方がいいのではないかという議論を部会でして、今説明されたのは、そういう部分について時期の変更をしたいと考えております。

ですから、めざすべき姿というものは、先ほど、いつかという話がありましたけれども、21世紀後半にはこういう状態になっていけばいいというイメージを示した上で、それに対して現状にこういう課題があって、計画期間の中で、こういう目標を設けて、それに対して個別計画でどういうことをお願いしていくかということを取組として書いていこうという整理をしようと思っております。

まだ将来像についてもこれから議論をしていくわけですが、今日、もしできましたら、また資料をもとに戻りますけれども、資料2-1に、これは部会でも共生や温暖化、循環、廃棄物等の先生方に加わっていただいて議論をしておりますが、資料2-1の5ページに、現行計画の将来像ということで、先ほど説明していきましてけれども、次の計画において

将来像を考える上で必要な視点というものをいろいろと部会の中で意見をいただいているところではあります。

今、皆さんにこれを見ていただいて、視点として足りないところがあるとか、次の環境基本計画にはこういう視点も盛り込むべきということで、既に審議会でも2度ほど議論をいただいておりますが、その辺の示唆をいただくと部会としても非常に助かりますので、ぜひお願いできればと思います。

○中村会長 今、リクエストがあったとおり、この左側は内容的に漠然としたイメージを持つかもしれませんが、右側を見ると、具体的な内容が書かれてあります。

愛甲委員に聞き返すようで申しわけないのですが、地域循環共生圏は、環境基本計画の中ではどんな形でご議論しようとしているのでしょうか。

○愛甲委員 そこが非常に悩ましいと思い、先ほど質問させていただきました。私の中でまだうまく消化ができておりません。この部会の中でもそういう議論をしたのですが、地域循環共生圏は国の環境基本計画に書いてあるので、この概念を取り込まないわけにはいかないと思うのですが、それを実際に本道の環境基本計画の中に位置づけるときに、どういうイメージを作ればいいのか、ひょっとしたら国で作っているポンチ絵とはちょっと違ったことをイメージしなければいけない、あるいは、ひょっとしたら都市部と地方部がかなり近接した場所では発生できるような共生の姿かもしれないし、本道なりの解釈を少ししなければいけないのではないかと議論もありまして、先ほど、循環型ではどういう議論をされたのかと思って質問をさせていただいたところです。

○中村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

環境審議会は部会の決定をもって審議会の決定となすというのがほとんどですので、これについてはいろいろな意見を下さい。

ぱっと見、人口減少みたいなことは書きたくないのかもしれませんが、現実的にある場所については人口が減って行って放棄地の問題が出てきて、それが野生動物の生息域を変えて行って、いろいろな問題が起こるといったイメージがいまいちないという感じがします。

アーバンベアではありませんけれども、クマの問題であれ、シカの問題であれ、そういうことが札幌市で実際に起きているわけですから、それに対して環境の議論をしなくてもいいのかなと思います。

一つには、田舎に行くときに特に放棄された土地で、違う生態系に変わって行って、それが野生動物の生息域を変えていく感じになると思うのですが、その辺もイメージできません。

それから、気候変動もいまいち入っていないような気がします。誤解であったら申し訳ないのですが、気候変動絡みの論点、視点がないような気がするのですが、これは明らかに必要ではないかという感じがします。

○愛甲委員 ありがとうございます。

それはぜひ視点の中に入れて、将来像の中で議論していきたいと思いますが、将来像はどちらかというと、ちょっと明るい文言で、こういう状態でありますということをイメージ的に展開する文章に現行の計画もなっているのですが、それは現実として起きることはわかっている未来ですので、気候変動と人口減少に対する影響については、特にその中で担い手とか土地利用に関することをどうやって考えていくかということになると思いますので、その辺を議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○中村会長 できれば、ネガティブに映るものを先手をとってというか、逆に地域社会をよりよくしていくというようなイメージのアイデアがあると一番いいと思います。

例えば、気候変動適応策は多様性にも機能して、それが地域社会に対して農業なりなんの付加価値をもたらすストーリーがあるということです。

いかがでしょうか。

今日は皆さん、余りしゃべっていただけないようですが、ぜひお願いします。

○佐々木委員 先ほど、一つ前のお話で、地域循環共生圏をこの視点に位置づけようかという話をしていたと思いますが、今、出ているものを眺めてみたのですけれども、この中のどれかに落とし込むことは無理ではないかと思うのです。無理というか、厳密に言えば、この挙がっている中のどれかに関わる話なのかという気がしているので、いっそのこと、その項目を作ってしまった方がいいのではないかという気がします。

○中村会長 今仰っているのは、どこにはまらないということですか。

○佐々木委員 4ページの現行計画の将来像の視点のところの黒ダイヤです。その中のどれか一つに無理やり収めようということは難しいのではないかと思うので、それであれば、いっそのこと項目を別に設けるか、もしくはこれらを達成した結果、地域循環共生圏が創出されるという形で整理するというのも一つかと思いました。

○中村会長 ありがとうございます。ご検討ください。

○愛甲委員 ありがとうございます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 意見が余り出ないようですので、このまま部会に回してもいいですか。

○愛甲委員 原案がまだできていませんので、具体的な形が見えてきたら、審議会の皆さんにお諮りすることになると思いますので、そのときにまたご意見をいただきたいと思います。お願いいたします。

○中村会長 ぜひお願いいたします。

○菅井委員 的外れで今さらかもしれないのですけれども、5ページの「自然と共生する」の欄ですが、「世界がうらやむ自然環境との共生」など、すばらしいキャッチフレーズだと思いました。

しかし、「(北海道で自然と共生しながら生活してきたアイヌ民族や北の縄文文化)を

視点に導入」というところのイメージがつきにくいのですが、具体的なものを意味されて書かれたのでしょうか。もしおわかりでしたらお聞かせください。

○事務局（竹澤環境政策課長） 当初は事務局の案として示させていただいたもので、実際に、環境基本条例にアイヌ民族の話など、自然とぶつからないでうまくつき合いながら共生社会を築いてこられたという知恵や生き方などの考え方が一つあります。

しかし、縄文文化はうまく位置づけられるかどうかということがあります。1万5,000年くらいの長きにわたって自然と調和しながら生活してきた持続可能な社会、縄文文化を今の時代に当てはめることはなかなか難しいかもしれませんが、自然と共生するという我々北海道独自の考え方として、そのような先人の考え方が入れられればと考えているところでございます。

○菅井委員 具体的な感じというより、イメージとしてそんな感じということですか。

○事務局（竹澤環境政策課長） はい。

○菅井委員 わかりました。

○中村会長 それではだめだと言っていたいただいても結構です。

例えば、国土審議会は、民族共生象徴空間ウポポイができますが、あそこの年間入館者数の目標が100万人ということで、そのことを強く出しています。あれは国の目標ですが、道の目標とは違うのですか。僕はそうした方がいいとは思っていないのですけれども、そういうものとは違うのですか。

○事務局（竹澤環境政策課長） 思想的な部分ということになりますので、そういうこととはちょっと違います。

○中村会長 アイヌのアイヌ新法には、アイヌ民族の誇りが尊重される社会を実現することが書かれています。今、菅井委員が仰るとおりで、僕も、いま一つ何をやりたいのかということが見えません。

国土審議会でも言ったのですけれども、博物館に何人来るかということは、アイヌの方々にとって日常性なこととは思えないのです。日常性であるならば、少なくともサケをとる権利があるということだと思いますが、それは今できません。儀式的にはできるかもしれませんが、日常の中でできないということで、先人の方々が持っていた自然とつき合う仕組みを、権利も含めてうまく作れるように、アイヌの方々がサケをとることと本当の密漁者をどういう形で区別するのということなど、法的なさまざまなものがあり得るかもしれませんが、具体化したものが何かあればいいような気がします。

これは一つの考え方ですが、今でもアイヌの方々には川に上ってきたサケをとることができないので、そういうことも一つの大きな課題だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○中津川委員 先ほどの中村会長からの問題提起で、いつを目標にするのかという話についてです。

資料2-1の7ページの一番下に個別計画のいろいろな進め方の表がありますが、今回

の計画の大体の落としどころを考えている年が2030年という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（竹澤環境政策課長） 計画期間としては10年程度で、その間に具体的な施策としてどういうことをやっていこうかという方向性を書きたいと思っております。

どこをめざすかというめざすべき将来像は、先ほど来お話ししておりました今世紀後半で、当面は10年間の計画という構成で考えてございます。

○中津川委員 地球環境の気候変動の関係で言いますと、今世紀の終わりとか2050年くらいという話をよくしています。

それらは、国全体で決められているいろいろな取組の中で進められていると思うのですが、その中で北海道はどういうことに取り組むのかという話のはっきりしているのかどうかということです。

北海道ならではのものがあるのか、それともパリ協定の削減目標などは26%削減になっていますが、そういう話で同じように進めるのか、その辺の関係性はどうなっているのでしょうか。

○事務局（竹澤環境政策課長） 資料2-1の7ページの下に、個別計画の計画期間がございまして、計画の上から三つ目の北海道地球温暖化対策推進計画も来年度に具体的な見直しをして、令和3年から始まります。これと環境基本計画の見直し作業は同じ流れで進めまして、温暖化の具体的な目標などについては個別計画の温暖化の対策の計画の中で進められますので、それを横目でにらみながら、こちらの基本計画の方向性も考えていきたいと思っております。

○中津川委員 具体的な話として、全体的に2030年をめざすということになるようですが、例えば、地球温暖化の関係で言うと、パリ協定など国の政策に従って道も同じように進めるという理解でよろしいですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 気候変動対策課長の北村でございます。

地球温暖化対策推進計画につきまして、現在、国では2050年までに2013年度比で80%、その先の今世紀の早い時期に実質ゼロをめざす形で進めております。

北海道がその数字を追いかけるので、26%なり80%なりにぴたっとはまるという話にはなりませんけれども、そのような考えを踏まえて、2030年時点での目標、あるいは、さらに長期スパンの目標を検討しなければならないということも含めて、検討を進めているところでございます。

ですので、現状の国の方のそういった考え方も踏まえながら、北海道の目標を決めていきたいと考えております。

○中津川委員 お聞きしたいことは、具体的には2030年で、2050年くらいも意識しつつということが全体の話になっていくのかどうかという理解でよろしいですか。世紀末ということではなく、そこまではいかないということですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） はい。

○中村会長 私もそう理解しました。

しかし、2050年が2080年になるのかというあたりはよくわかっていないので、部会の中でももうちょっともんでいただいた方がいいと思います。それとも、ここの中で聞いた方がいいのですか。

○愛甲委員 今の話に出てきたいつということは、2050年にパリ協定で、環境の目標を国として定めているのですが、その中で今世紀後半のできるだけ早期にという言葉を使っています。

それから、SDGsの国連の持続可能な開発目標は2030年が目標となっていることも踏まえて、部会の中で議論をしました。現行の第2次計画が21世紀半ばのイメージ像を描くに当たって、いつの時点とするのかといったときに、21世紀半ばということで大体2050年をイメージしていて、10年後に第3次を作るわけですから、2050年と同じイメージでいいのかという話があります。それを単純に10年延ばすと、計画期間を10年先に第3次でいくわけですから、延ばせば2060年になります。

それは、国で言っている今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素をと言っているときとほぼ一致するわけですから、逆に私の感触では、2080年、2090年ということではなく、2060年くらいをイメージした表現になると今のところは思っていますが、今回、そこを部会として決着してそこにしましたということをご報告できない段階です。

○中村会長 よろしいでしょうか。

2060年と2080年の違いを言えと言われてもというところがありますが、ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 皆様はお忙しいと思いますので、チャンスがあるときに目を通していただきたいと思います。この基本計画は大事なことで、審議会の中では非常に重要な位置づけでございます。審議会ともキャッチボールなどをしますので、部会の方にもご意見をいただければと思います。愛甲委員もよろしくお願ひいたします。

それでは、次に進みたいと思います。

次からは、報告の議案です。

(1) 指定事項に関わる報告になります。

まず、アで、温泉法の規定に基づく許可申請についてです。

この課題については、運営要綱によって、温泉部会の決議をもって本議会の決議とすることとしております。

それでは、温泉部会長の高橋委員からご説明をお願いいたします。

○高橋委員 温泉部会の高橋からご報告を申し上げます。

温泉部会における温泉法の規定に基づき、許可申請の審議結果についてご報告いたします。

当温泉部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づき、指定事項として温泉の掘削、増

掘、動力装置の許可に係る処分と、温泉の採取の制限に関する命令について審議されまして、その結果が北海道に答申されています。

お手元の資料3-1、令和元年度（2019年度）北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和元年10月30日に第3回温泉部会を開催しまして、その議案一覧をお手元の資料3-2に添付してございます。

当部会におきまして、知事から諮問いただきました温泉掘削等の許可申請について審議されました。

その次のページの資料の中に、33議案があるのですが、申請者の部分に黒塗りになっている部分があると思いますが、ここにつきましては、個人名が記載されておりましたので、個人情報保護の観点から黒塗りとさせていただきます。

審議の結果については、全ての議案につきまして許可相当とされております。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

運営要綱等がありますが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

横文字が多いのですが、外資系が多いのですか。

前回、温泉の水位が落ちているというお話があったのですが、こんなにたくさん掘って大丈夫ですか。特にニセコの方ですね。

○高橋委員 はい。

○中村会長 その辺はいかがですか。

○高橋委員 前回、知事から保護に向けての諮問があるのですが、今、そこで議論している最中でございます。

この保護対策に向けての議論については、五つの項目に分けて審議しております。

1番目は、温泉保護を本当にすべきかどうかという要否の部分についてです。2番目は、地域の設定区分で、保護がいいのか、準保護がいいのかということです。3番目は、規制する地域の範囲をどうするのかということです。4番目は、準保護地域とする場合に、規制の源泉からの距離をどうするのかということです。5番目は、実際に許可を与える揚湯量についてはどうするのかというものです。

この五つの視点でいろいろと議論を進めていますけれども、冒頭の1番目にお話ししました温泉保護の対策については、今、ワーキングも含めて部会の中で必要であろうという認識でおりますので、基本的には保護対策に向けてやっていこうということになっています。

2番目以降の保護と準保護、あるいは距離や範囲の部分については、今、議論を深めている最中で、あと一、二回の会議を経なければ結論が得られないと思いますので、次の審議会の場でご報告できるように、鋭意、頑張っていきたいと思っております。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、高橋委員、ありがとうございました。

続きまして、イの北海道地球温暖化対策推進計画に基づく施策の実施状況についてです。

これも、地球温暖化部会の決議をもって本審議会の決議とされた指定事項です。

藤井委員は欠席ですので、部会長代理の東條委員から報告をお願いいたします。

○東條委員 それでは、地球温暖化対策推進計画に基づく施策の実施状況等についてご報告します。

本来であれば、藤井部会長よりご報告することですが、代理の私からご報告させていただきます。

関係資料は4-1から4-3です。

4-1が平成30年度の施策の実施状況等についての概要、4-2の厚いものが全体の報告書です。4-3が答申文の写しとなっています。

最初に、平成30年度の施策の実施状況等について、4-1の概要版に基づきご説明いたします。

まず、1ページ目の1の趣旨及び目的についてですが、推進計画において、道は、施策の実施状況等を毎年取りまとめ、北海道環境審議会の評価を受け、その結果を公表するとともに、施策の見直しなどに活用するとされています。

本年度におきましては、昨年7月24日、北海道知事から審議会に対し諮問が行われ、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項となっていることから、昨年12月20日に開催した地球温暖化対策部会において調査、審議し、本年1月21日付で答申を行ったところです。

次に、2の温室効果ガス排出量についてですが、2016年度の排出量は算出に必要な国のデータに未公表のものがあり、一部について、現時点で入手可能なデータを用いて予測値を算出した速報値となっています。

なお、今後、国のデータが公表され次第、改めて排出量を公表することとしています。

これにより算出した2016年度の排出量は、二酸化炭素換算で6,972万トンであり、基準年である1990年度と比べると、民生部門において世帯数の増加やオフィスのOA化による電力使用量が増加したことなどから、5.9%増加していますが、前年度と比べると、同じく民生部門において、事業者による電力や灯油の使用量が減少したことなどから、0.9%減少しています。

推進計画における削減目標は、2020年度、令和2年度の排出量を基準年比で7%削減することとしており、目標達成に向け、さらなる取組が必要となります。

次に、2ページ目の(2)削減シナリオの進捗状況についてです。

3ページ目の上の図4をご覧ください。

2020年度における削減目標から2016年度、平成28年度の想定削減量を542万トンとしていますが、削減量は約356万トンとなっています。

フロン類の排出量が増加していることなどから、全体としては計画どおりに進んでいない状況です。

次に、（３）対策・施策の実施状況等についてですが、推進計画に掲げる三つの重点施策ごとに取りまとめています。

まず、一つ目の低炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルの転換については、主な対策、施策として、事業者や民間団体の地球温暖化対策活動の促進及び支援、エコドライブと交通安全をあわせた普及啓発などを重視し、その評価として省エネや節電など継続的な取組を促すため、より効果的な普及啓発の検討が必要としています。

次に、４ページ目をご覧ください。

二つ目の地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等については、省エネ、新エネの導入支援や水素社会の実現に向けた普及啓発などに取組、その評価としては、今後、産学官が連携した取組や地域特性に応じたエネルギーの利活用システムの構築などのさらなる推進が必要としています。

三つ目の二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進については、二酸化炭素吸収量の確保に向けた森林整備や木質バイオマスの利用促進などを実施し、その評価として、間伐材による森林の整備や適正な保全などの推進が必要としています。

以上が平成３０年度の実施状況等の概要となります。

次に、答申の内容について、資料４－３により説明します。

資料の裏面をご覧ください。

まず、１、温室効果ガス排出量の状況等についてです。

温室効果ガス排出量が近年減少傾向にあるものの、基準年に比べると増加しており、削減目標の達成は厳しい状況にあると考えられるが、目標に少しでも近づけられるよう、引き続き重点施策を中心とした取組を、一層推進していく必要があります。

また、削減シナリオの進捗状況については、順調に取組が進んでいる項目もあるが、全体としては計画どおり進んでおらず、特にフロン類の適正管理に関わる取組を推進する必要があるといった意見が部会員からあったことから、これらについて答申文に盛り込んでいます。

続いて、２の施策の実施状況等についてです。

関係者が連携してさまざまな施策に取組、環境審議会の評価に対しても道の施策に適宜反映されるよう検討し、実施されているが、削減目標の達成が厳しい状況にあることを踏まえ、より効果的な施策の実施を検討する必要があるとの評価としました。

また、引き続き全道各地における地球温暖化対策の取組についてきめ細やかな把握に努め、最新事例の情報発信などにより、各主体の自主的な取組を促すよう支援することが必要との意見を盛り込んでいます。

最後に、３の今後の施策等についてですが、今後の施策の展開に当たり、留意することが必要な事項として、六つを挙げています。

まず、一つ目として、地球温暖化は最も重要な環境問題の一つであることを踏まえ、広く道民や事業者の理解を促進するとともに、多様な主体が連携、協働し、温暖化対策に取り組むような施策等を検討すること。

二つ目として、北海道胆振東部地震で発生した大規模停電による影響を踏まえ、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギーの導入を促進すること。

三つ目として、道民・事業者等の節電や省エネルギーに係る取組について、より一層の取組を促進すること。

四つ目として、地域における地球温暖化対策を推進するため、市町村や民間単体などに対して必要な支援を行うこと。

五つ目として、気候変動による影響への適応について、国の気候変動適応法や現在策定中の北海道気候変動適応計画に基づき、着実に取組を進めていくこと。

六つ目として、森林環境譲与税などを活用し、森林吸収源の確保に向けて計画的な森林整備を推進すること。

以上の項目に留意して取組を進めていただきたいと考えております。

答申の内容については以上です。

なお、北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについてですが、平成28年7月に知事からの諮問を受けて、当部会において調査、審議を継続しているところです。これまでに、本道における温室効果ガス排出量の状況をはじめ、道の施策の実施状況や森林吸収量の算定の考え方、気候変動の影響への適応策に関する方向性などについて調査、審議を行ってきたところであり、引き続き、対策、施策の方向性や目標設定の考え方などについて調査、審議を進めてまいります。

私からの報告は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○事務局（北村気候変動対策課長） ありません。

○中村会長 今ご説明いただきましたが、答申の部分が今回の実施状況の審議を行った結果ということではあると思いますが、いかがでしょうか。

○中津川委員 私も部会委員で、これを今さらどうこう言うつもりはないのですが、削減が進んでいないのはフロンの影響が非常に大きいことがございます。

答申文の裏面の1番目の二つ目の丸に、フロンの排出量が増加傾向と書いていただいたのですが、それを受けて今後の施策のところのフロンをどうやって減らすのかということについて、具体的にどういうふうに読めばいいのでしょうか。

そこは皆さんにも知っていただいた方がいいと思いますので、確認いたします。

○事務局（北村気候変動対策課長） フロンにつきましては、資料4-2の16ページの下半分のところにフロンガスの削減についての表をつけてございます。

削減量が上になりますので、逆に、漏えいしている量がどんどん下に伸びている状況で

ございまして、計画どおりに進んでいないことが明らかだと思います。

実際のところ、今は、冷凍や空調分野で、特定フロンから代替フロンに転換が進んで、使用中の漏えい、あるいは廃棄時の漏えいにより、フロンの排出量が増加しているというところで、このような状況になっているところでございます。

このような事態を踏まえまして、これは国全体のことですけれども、法律改正が行われまして、今年の4月以降、フロンの廃棄に当たりましては、フロンの回収業者の方に回収したという証明をいただかなければ廃棄物処理業者に廃棄できない、あるいは、抜いた後のものでなければ、廃棄物再生利用者に渡せないという形の手続が施行されることとなっておりますので、そのような状況を踏まえて、取り締まりと申しますか、北海道では監視を行いますので、そのような法制度を受けて漏えい量の削減を進めていきたいと考えております。

○中津川委員 ちょっと気になったのですけれども、フロンガスを抜いた後でなければ廃棄できないということですが、抜いたらCO₂が出るのではないですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 抜いたフロンガスは、最終的にフロン類の破壊業者さんに引き渡すこととなります。その前段でフロンを回収する業者さんに渡したことを証明する書類をつけなければ機器を処分できないということです。フロンはフロンで回収します。

○中津川委員 それがちゃんと法制化されて、フロンが漏えいしないようにということがパーフェクトにできれば、削減量の目標にかなり近づくということによろしいですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） はい。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、こういった答申で事務局にお返しすることにしたいと思います。

ウの北海道廃棄物処理計画（第5次）の策定についてですが、こちら東條委員からご報告をお願いいたします。

○東條委員 北海道廃棄物処理計画の策定について、昨年7月24日に開催された第1回循環型社会推進部会において、諮問文を受領し、循環基本計画と一体のものとして3回にわたり調査、審議を進めてまいりました。

2月17日付で答申いたしましたので、その内容をご報告いたします。

関係資料は、お手元の資料5-1から5-3です。

これまでの経過は、資料5-3の最終ページに添付しておりますが、最初に説明しました循環基本計画と同じスケジュールで進めてまいりました。

答申内容について、資料5-1と5-2に沿って説明いたします。

資料5-1をご覧ください。

1、計画策定の趣旨ですが、道内における廃棄物の減量や適正処理のために策定した北

海道廃棄物処理計画について、今年度で5年間の計画期間が終了することから、第5次計画を策定するものです。これにつきましては、目標達成状況のほか、関係する方針等の整備状況などいろいろな計画などが表にあります。そういったものにあわせて第5次計画を策定いたします。

2番目の廃棄物処理計画（第5次）（答申）の概要についてです。

（1）の①ですが、計画の位置づけについては、廃棄物処理法に基づく、廃棄物の減量やその処理に関する法定計画で、北海道循環型社会形成推進基本計画の廃棄物処理に関わる個別計画となるものです。

②の計画の期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。策定の視点については、現計画と同様としておりますが、国の循環基本計画を踏まえ、四角で囲ってあるところですが、地域循環共生圏の形成に向けた施策の展開について、追加しております。

次に、主な目標ですが、四角の表の中に書いたものが、それぞれの指標となりますけれども、以降で説明する施策を実施することなどにより、令和6年度には、例えば、リサイクル率ですと、一般廃棄物のリサイクル率を30%以上にする等の目標を設定しております。

続きまして、（3）道の主な施策としましては、一般廃棄物の処理、排出抑制に関わる普及啓発、また、次のページに入りまして、産業廃棄物の処理については、循環的利用を行う施設整備の促進、さらに、重点的な取組が必要な③の部分ですけれども、廃棄物としまして、PCB、アスベスト等の適正処理の推進、さらに、一番下の不法投棄防止対策の推進などを施策として指針することとしており、現計画からの改正点としましては、前のページに戻りまして、1ページ目の一番下の人口減少・少子高齢化等の社会情勢に対応するため、広域化計画を見直し、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築、また、産業廃棄物につきましては、最終処分量の削減に向けまして、2ページ目の2番目の四角ですが、多量排出事業者等におけるさらなる排出抑制や再生利用を指導、さらに、3番目の四角ですが、プラスチックごみ対策の推進などを新たに追記しております。

計画本文の構成につきましては、お手元の資料の5-2をご覧ください。

以上、答申内容をご報告いたしました。

○中村会長 ありがとうございます。

今のご説明に対して、ご質問、ご意見をどうぞ。

○矢島委員 一つは基本的な質問ですけれども、下の部分の主な目標の中で、一般廃棄物はリサイクル率、産業廃棄物は再生利用率ということで、言葉の使い分けをしています。従来からこうなっていたと思いますが、リサイクル率と再生利用率の定義が違うということではなかったでしょうか。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 定義に関しては、基本的には同じでございます。

国の基本方針や国の整備方針、施設の整備方針など、基本方針の中でリサイクル率とい

う言い方をしたり、再生利用率という言い方をしております。

具体的には、同じ意味と捉えられていただいで結構でございます。

○矢島委員 多分そうだったのですが、最初の議題の循環型社会推形成進基本計画の後ろに、用語解説が出ていまして、その中では、リサイクル（再生利用）ということで同義語だとわかるのですが、こういう使い分けをすると、分母と分子がそれぞれ何なのかという疑問が出てくると思うのです。

その用語解説に、リサイクルとか再生利用という言葉の解説はあるのですが、その算定式といえますか、定義についての説明がないので、一般の人にはわかりづらいと思います。ですから、その辺の用語解説の中に書いていただいた方がよりわかりやすいと思います。

ここだけではなく、生ごみの場合は利活用率という言葉を使っています。それはそれで違いがあると思うのですが、そういったところが私どものような専門家ではない者にはなかなかわかりづらく、この数字が高いのか低いのかというところはぴんとこないところがあります。ですから、そのあたりの言葉の解説については、もうちょっと丁寧にさせていただけるとありがたいと思いますので、お願いいたします。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 貴重なご意見をありがとうございます。

仰るとおり、リサイクル率と再生利用率の意味はほぼ同じでございますので、それがきちんとわかるような書き方の工夫をこれからやってまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 特にご意見がないようですので、指定事項に係る報告については、こちらの決議をもって決定することとしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、報告事項の（２）その他の報告事項についてです。

北海道気候変動適応計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（北村気候変動対策課長） それでは、北海道気候変動適応計画（案）につきましてご報告いたします。

北海道気候変動適応計画の策定につきましては、昨年５月８日に審議会に諮問させていただきまして、８月２７日に答申をいただいたところでございます。

その際にいただきましたご意見、その後に実施いたしました道民意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえまして、計画（案）として取りまとめましたので、その概要についてご報告いたします。

お手元に関係資料として資料６－１から６－３を配付しております。６－１が意見の募集結果、６－２が概要、６－３が計画の本文となっております。

まず、資料６－１をご覧ください。

道民意見募集の実施結果についてご説明いたします。

道民意見募集につきましては、昨年11月26日から12月25日まで実施しまして、9個人、1団体から延べ50件のご提案やご意見をいただいたところでございます。

資料6-1には、項目別にいただいたご意見の概要とそれに対する道の考え方を示しております。

最後の9ページの下に表がございますが、この表の区分に従いまして、道の意見をAからEまで記載しております。

確認のため、区分Aは意見を受けて案を修正したもので、16件ございます。区分Bは、案と意見の趣旨が同様と考えられるもので1件です。区分Cは案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考にするもので19件です。区分Dは案に取り入れなかったもので8件です。区分Eは案の内容についての質問という形で整理したもので5件です。

いただきましたご意見の概要についてですけれども、1ページに戻ってください。

真ん中の第3章、気候の長期変化と将来見通しに関しましては、ご意見に従いまして、最新の文献などに基づいて案を修正したところでございます。

以下、2ページ目から9ページ目まで、適応の推進方策の記載内容についてご意見をいただいております。

主なもので、4ページですが、②に普及啓発に関するご意見を記載しております。

さまざまな分野のご意見をいただいておりますが、これにつきましては、今後、施策を推進するに当たりまして、このようなご意見を参考として進めてまいりたいと考えております。

これらのご意見を踏まえまして、続きまして、資料6-2の適応計画（案）の概要でございます。もう一つが資料6-3ですが、これが本体になります。

ちなみに、6-3の計画（案）の本体になりますけれども、皆様にお示ししております素案からの主な変更点についてご説明させていただきます。

6ページ目の（2）計画の位置づけに関しまして、北海道地球温暖化対策推進計画に基づく緩和の取組についてですが、温暖化対策は、今後、適応と緩和の両輪で進めていくという考えに基づきまして、緩和の計画にも適応の計画にも、緩和の考え方、進め方を記載したところでございます。

資料6-2に戻りまして、2ページです。本体にも記載してございますけれども、計画の推進主体としましては、ご意見のありました「民間団体」がでございます。それを追加して、この方たちに、道民に向けた適応の取組を広める役割を期待するというのを追加したところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、記載しているデータから最新のものが入手できたものは最新に更新したということと、注釈などを加えまして、よりわかりやすい内容としたところが主な修正点でございます。

道としましては、この案で本年度中に庁内決裁を行った上で計画策定をいたしまして、

策定後につきましては、この計画に基づきまして、適応に関する科学的知見、最新情報の収集、発信、皆様に対する理解を深めるための普及啓発を進めるということと、情報収集、提供等を行う体制の確保についての検討、あるいは適応に関する検討を行うなど、適応の施策の総合的、かつ計画的な推進を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様にはご指導、ご助言をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、適応計画（案）の説明を終わらせていただきます。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 必ず聞かれることだと思うのですが、例えば、気候変動による影響ということで、資料6-2の下に、「国の報告書等をもとに、本道で予測される影響等を整理」と書いてあります。こういうことは各部局にまたがると思うのですが、適応計画にそういうものを挙げていく仕組みはできているのですか。

例えば、適応計画（案）の25ページ以降は、今までやられたことをそれぞれ大項目について当てはめていくと、こんなふうに当てはまるという感じになっているのですが、新たな影響の問題が起こったときに、環境生活部だけではとてもできない問題を抱えていて、それを冒頭に言った資料6-2の気候変動による影響に書いてあるものを鑑みると、ここの計画に書く内容については、環境生活部だけではなく、北海道のさまざまな部もしくは国も入るかもしれませんが、ひとまず北海道のさまざまな部が協力してこの計画（案）を作ってくださいと理解していいですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 資料6-2の4の適応の推進方策の（1）のエですが、温暖化対策を推進する上で、我々は庁内に温暖化対策推進本部を設置してございまして、この温暖化対策を進めるに当たってもこちらを活用しておりますし、今後、適応を進めていく上でも、これを最大限活用した上で道としての施策という形で進めていきたいと考えております。

○中村会長 エというのはどれですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 資料6-2の2ページ目の4の（1）の片仮名のエです。

○中村会長 適応センターの機能の確保についての検討については決まりましたか。それともまだ決まっていませんか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 適応センターの機能の確保の検討につきましては、来年度に進めさせていただきます。

○中村会長 ということは、来年度に決まるということですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） はい。

○中村会長 今はまだ決まっていないということですね。

○事務局（北村気候変動対策課長） はい。

○中村会長 この件に関して、ほかに何かありますか。

白木委員はいかがですか。

○白木委員 これは記述のミスかと思うのですが、資料6-3の34ページで、自然環境の枠の中の上から3段落目に、同じことが2回繰り返されて書いてあります。これは間違いですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） すみません、間違いです。

3段落目にあります「その変化に応じて適切に保全し、将来にわたって持続可能な利用を図る」という文章が2回書かれておりますので、片方を削りたいと思います。

○中村会長 環境生活部として自然環境は大事ですけれども、昨日の知床の方は温暖化適応策がIUCNに行っているのですが、何を書けばいいのか。自然環境的なものは難しく、ほかのところならば別途書ける内容が結構出てくるかもしれません。

いかがでしょうか。

○中津川委員 これは部会でも言ったので繰り返しになるのですが、資料6-3の33ページですが、第7章の適応の推進方策が漠然としていて、何をやるのかがはっきりと見えません。

38ページに道の役割について書いてありまして、一つ目の丸に、「『地域気候変動適応計画』を策定し」とありますが、これは、北海道気候変動適応計画（案）の中でまたさらに地域気候変動適応計画を作るということですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） ここに記載されている地域気候変動適応計画というものが、まさに今の案の北海道気候変動適応計画でございます。

○中津川委員 この適応計画そのものの中にこれを定めるということは違和感がありますが、この計画はそのものですね。ですから、この計画に基づいて何々をするとか、そういう感じの表現になるのではないかと思いました。細かい話ですけれども、その上で具体的にどういうことをやるのかということがよく見えないのです。

気候変動適応計画（案）が2020年に定まって、この計画に従って10年間くらいで何がしかを進めていく流れでよろしいですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） はい。今年度中に策定しますが、計画期間としましては概ね5年を設定しております。

○中津川委員 先ほどの資料の2-1の7ページに、各個別計画の大体の流れが書いてありますが、この5年間ということですね。

5年間で何をやるのでしょうか。役割などが書いてあるのですが、計画に基づいて何を行うのかということについて、端的に説明、補足などをいただけるとありがたいと思います。

○事務局（北村気候変動対策課長） 今回は、範囲の広い適応計画を策定いたしました。まず、皆さんに適応という考えが必要ということを知っていただければならない部分が多いところだと思います。

そのほかに、現状で広範囲にわたる適応についての取りまとめや情報の収集、皆さんや道の内部も含めてその方向で進んでいきたいと思いますところの知識の集積、情報整理などの部分が最初の取っかかりになるのではないかと考えております。

○中津川委員 5年で何をやるかということが本当は見えればいいのですけれども、もう案になってしまいましたので、今さらどうこう言いませんけれども、次の5年のときは、何をやるかということをもうちょっと具体的に決めて、その前段階で5年間をやってみて情報を収集して、何とか固めていくということによろしいですね。

○中村会長 いかんせん、ここが全ての権限と予算を抜いてできればいいのですけれども、ほかの部局のいろいろな力を借りながら進めていく体制になっていますので、うまく進めていただきたいと思います。

自治体は何もやらなくていいのですか。自治体は計画内容を何も持たなくてもよかったのですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 同じく計画を作る努力の義務はございます。

○中村会長 それを応援するのは北海道の計画ということで考えていいですね。

○事務局（北村気候変動対策課長） はい、そうです。

○中村会長 いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 これは策定したのですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） まだ決定していませんが、庁内の決裁が終われば、「（案）」がとれて適応計画となります。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、冒頭にありました北海道循環社会形成推進基本計画（第2次）について、答申の準備ができたようですので、答申を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

北海道知事 鈴木直道様。

北海道環境審議会会長 中村太士。

北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の策定についての答申。

令和元年（2019年）5月8日付循環第246号で諮問にありましたことについて、別添のとおり答申します。

よろしく申し上げます

〔答申書の手交〕

○山田環境局長 ありがとうございます。

○中村会長 皆様のご了解を得て、今答申いたしました。

議事はこれで全部終わりましたが、全体を通じて何かありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（竹澤環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催につきましては、年度明けの5月から6月ころを予定してございます。

近くなりましたら事務局から委員の皆様には日程照会をいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

5. 閉 会

○事務局（竹澤環境政策課長） それでは、本日の審議会をこれで閉会したいと思います。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以 上